

訪問看護ステーションれいんぼう（介護予防）

運営規程

（目的）

第1条 宮崎医療生活協同組合（以下「事業者」という）が設置する訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、主治の医師が訪問看護の必要性を認め、療養者が在宅において、その心身の機能回復を目指すとともに、住み慣れた地域社会や家庭の中で療養生活が送れるように援助していくことを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業の運営にあたっては、療養者の地域との結びつきを重視し、保健・医療・福祉サービスとの連携を図るとともに、適切な訪問看護を実施するため看護職員の資質の向上に努め、質の良い訪問看護を提供して、在宅療養の充実を図ることを基本とする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 訪問看護ステーションれいんぼう
- (2) 所在地 宮崎市和知川原2丁目25番地1

（職員体制及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種・員数・及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 管理者は訪問看護の提供及び事業所の運営に係る業務を総括する。
- (2) 看護師 2. 5名以上（管理者含む）訪問看護の提供を行う。
- (3) 理学療法士 1名以上 訪問リハビリの提供を行う。
- (4) 事務員 1名 経理を担当する。

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護サービスに当たる。

（身分証明等）

第5条 職員は、身分証明書を所持し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示しなければならない。

（営業日時）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～日曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時

上記の営業日、営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うこととする。

（訪問看護の内容）

第7条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の病状観察・健康チェック
- (2) 利用者の清潔のお世話（清拭・入浴介助など）

- (3) 利用者の褥瘡の処置
- (4) 利用者の体位交換
- (5) 利用者のカテーテル等の管理
- (6) 利用者のリハビリテーション
- (7) 利用者の食事・排泄の介助
- (8) 利用者の家族の介助指導及び相談等
- (9) その他主治医の指示に基づくもの

(緊急時における対処方法)

第8条 看護師等は、現に訪問看護を行っているときに利用者の病状の変化等が発生した場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。なお、主治医不在の緊急時には宮崎生協病院・和知川原生協クリニック・おおか生協クリニックを連携医療機関として定める。

(利用料)

第9条 予防給付に基づく利用料を利用者の負担割合に準じて請求する。

- (1) 利用料については、サービスを提供する前に、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、理解を得るものとする。
- (2) 利用料については、月単位で費用の細目を記載した請求書を交付し、利用料支払い時は、領収書を交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、宮崎市内（田野町、佐土原町、高岡町、清武町を除く）とする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、自ら提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。また賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(秘密の保持)

第13条 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。又、看護師その他の職員が退職した後も、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持することを雇用契約の内容とし、利用者及び家族の秘密保持を徹底するものとする。

(感染症対策の強化)

第14条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施（年1回以上）、訓練（シミュレーション、年1回以上）の実施を行うこととする。

(高齢者虐待防止の推進)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又は、その再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施（年1回以上）をするとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(身体拘束適正化に関する事項)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を抑制する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続に向けた取組の強化)

第17条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施（年1回以上）、訓練（シミュレーション、年1回以上）の実施を行うこととする。

(ハラスメント対策の強化)

第18条 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、職員への周知・啓発、相談に応じ適切に対応するために必要な体制を整備することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条

- (1) 当事業所の経理を行う規定は、病院会計準則及び指定訪問看護事業の会計・経理準則に基づいて別途定めるところによる。
- (2) この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、宮崎医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

この規程は、2018年（平成30年）7月1日一部改定。

この規程は、2018年（平成30年）8月16日一部改定。

この規程は、2024年（令和6年）4月1日一部改定。

この規程は、2025年（令和7年）2月20日一部改定。